

建 第 4 4 9 号
平成30年 5月16日

建築関係団体 御中

石川県土木部建築住宅課長



アルミカーポートの確認申請について

日頃より、本県の建築行政にご理解、ご協力賜りありがとうございます。

標記につきまして、アルミカーポート等のアルミ合金造の建築物については、建築基準法上建築物と扱っているところですが、確認申請が提出されないまま建築されているものも多く見受けられます。

確認申請がなされずにアルミカーポートを建築した場合、構造規定に適合せず強度が不足する場合や、建蔽率違反となり増築ができない場合等、建築主に不利益を及ぼす恐れがあります。

アルミニウム合金造の建築物の基準は、平成14年国土交通省告示第410号に定められておりますが、確認申請を確実に提出していただくために、手続きを簡略化し、今年度からはメーカー発行する告示基準に適合することを証する書面（仕様基準適合確認書等）に設計者である建築士の記名押印をした場合に、構造計算書の添付を不要する取扱いを県内行政庁で決めました。

つきましては、別紙チラシの内容について、会員へ周知をしていただき、建築確認業務の適正化にご協力をお願いいたします。

事務担当
土木部建築住宅課
建築行政グループ
表
電話 076-225-1778